

仕 様 書

1 件 名 令和 6 年度 Web 版 MI-AIQS クラウドサーバー利用費

2 業務契約期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、化学物質の網羅的分析手法の開発の一環として機種非依存型自動同定定量システム（MI-AIQS）の開発を行っている。この分析手法の更なる普及を図るため、Web 上で解析を行える Web 版 MI-AIQS を構築中である。この運用試行のため、クラウドサーバーを利用するものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1)クラウドサーバー

利用するサーバーは同時接続による使用者数を 5 人とし、以下の仕様とする。

①OS : Windows Server 2019 Standard

②データベース : SQL Server 2019 Express

③サーバスペック要件

・ CPU コア数 : 2 コア以上

・ メモリ : 8GBbyte 以上

・ 補助記憶容量 : 100GBbyte 以上

(2)Web 版 MI-AIQS の保守管理

上記クラウドサーバーにウェブ版 MI-AIQS ソフトウェア及びデータベースを構築し、運用を管理する。

・ ソフトウェアは NIES が提供するものを用いる。

・ ソフトウェアまたはデータベースのアップデートがあった場合には速やかにサーバー上のそれらを更新し、作動確認を実施する。

・ アップデートは契約期間内に 9 回以内とする。

・ アクセスに関する不具合が生じた場合には速やかに対応する。

・ 保守等により計画的にサーバーを 1 時間以上停止する場合には事前に NIES 担当者に連絡する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1)業務結果報告書 一部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名 令和6年度国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点における液体窒素調達業務（単価契約）
本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）福島地域協働研究拠点（以下「福島拠点」という。）における令和6年度の液体窒素調達について規定する。
2. 契約業務期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
3. 年間購入予定数量
小型運搬用容器（20L）充填分 204本（1本当たり20L 計4080L）
※上記の予定数量は、最低購入量を保証するものではなく、数量は実績を踏まえた見込みである。研究の進捗状況等によって変更する可能性があるため、実際の購入数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこと。
※純度：99.9997%以上、酸素濃度：2ppm以下、露点濃度：-70℃以下
3. 購入目的
NIES 福島拠点において実験等で使用する液体窒素について、法令等を遵守し安全を十分確保しつつ、安定的に供給することを目的とする。
4. 納入方法
(1) 納入手順
NIES 及び請負者所有の液体窒素容器を NIES 福島拠点において引取り、液体窒素容器に液体窒素を充填して、NIES 福島拠点に納入すること。NIES が所有する容器は小型運搬用容器（20L）が5本。請負者が用意する容器は小型運搬用容器（20L）が3本とするが、同等量であれば NIES 担当者と協議のうえ、異なる容器も可とする。
(2) 納期
液体窒素容器は NIES 所有容器と請負者所有容器を交換することで、同日での引取・納入を原則毎週行うこととする。引取・納入日については、土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）（以下「休日」という。）を除く。引取・納入については、NIES 担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。
(3) 注意点
①納入に際しては、高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則を遵守すること。
②納入の都度、納品書を NIES 担当者に提出するとともに、検査を受けること。
③納品書、請求書等の関係書類は、NIES 担当者の指示に従い、作成・提出すること（支払いについては、発注の都度ではなく、月毎にとりまとめ、翌月以降に一括にて支払う予定。支払いを含めた事務手続きの詳細については契約後に打ち合わせを行い決定する。）
④NIES 担当者から商品等についての問い合わせがあった場合には適宜対応すること。また、発注済数量について、NIES 担当者から要求があった場合はとりまとめて報告すること。
5. 納入場所
福島県田村郡三春町深作 10-2 福島県環境創造センター研究棟
国立研究開発法人国立環境研究所 福島拠点
6. 協議事項
本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。
7. その他
本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

(別紙4)

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 殿

住所
会社名
代表者名

契 約 実 績 表

下記の通り相違ありません。

記

件 名・規 格	契 約 先	契 約 年 月 日	数 量	定 価	契 約 価 格

(上記金額は消費税を含んでおりません。)

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :

仕 様 書

1. 件 名 令和6年度トリプル四重極質量分析装置保守業務 1式
2. 業務契約期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
3. 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4. 目 的

NIESでは、環境中化学物質の汚染実態把握に関する研究を実施している。本装置は、化学物質を分離定量するための高性能の質量分析装置であり、常時高性能を維持するためには、不断の整備、調整が必要である。また、複雑な内部構造であるため、専門技術者による修理及び部品交換を行わなければならない。故障した際の速やかな修理が、研究遂行上必要不可欠であるため、保守業務を行うものである。

5. 業 務 内 容

(1) 対象機器

Agilent6460 トリプル四重極質量検出器 1台

(2) 緊急保守

突発的に発生した故障等に対し、NIES担当者からの連絡により、速やかに技術者を派遣し、修理、整備等適切な措置を行うこと。緊急保守に要する取り替え部品は、本契約に含むものとする。

緊急保守作業終了後、作業完了報告書を作成し、NIES担当者の確認を得ること。

1) 修理対応

- ・カスタマコンタクトセンター優先受付：
専用優先フリーダイヤルが利用可能であること。
- ・緊急保守対応：
オンサイトでの緊急保守(技術者派遣費/工数費/交通費/補修用性能部品)を含む。

(3) 技術作業員

本装置は高性能な装置のため、技術作業員はメーカー主催の技術トレーニングを受講し、認定を受けた専門技術者であること。

6. 作業完了報告書の提出

保守作業終了後、速やかに作業完了報告書を作成し、NIES担当者に提出するものとする。

7. 検 査

保守作業終了後、NIES 担当者の立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

8. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議のうえ、その指示に従うものとする。

9. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、グリーン購入法の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の購入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書

1. 件名 令和6年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 一式」について規定する。

2. 数量 一式

Altmetric Explorer 年間購読費用 チームライセンス（5名迄） 一式

Altmetric Badges のエコチル調査発表論文の公開サイトへの年間掲載費用 一式

3. 研究内容・購入目的

環境省とNIESと全国のユニットセンターが進めている、子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）の研究成果の注目度や学術・政策的貢献等を客観的かつ定量的な指標で評価するため、エコチル調査関係者が学会誌等に発表した論文（ArticleもしくはReview）について、「Altmetric」というオンライン公開された研究成果の関心や関与を示す指標を用いた解析を行う。本調達は、Altmetric 検索やエコチル調査のホームページへのスコアバッジ掲載のライセンスが必要であるため、「令和6年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和6年度 論文評価指標「Altmetric」の検索およびエコチル調査ホームページ上へのスコア掲載ライセンス 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- 1) Altmetric Explorer を5名までの利用者が12か月間使用できるライセンスであること。
- 2) Altmetric Badges をエコチル調査発表論文の公開サイトで12か月間掲載できるライセンスであること。
- 3) Altmetric 指標の検索やスコアバッジ使用にあたって、電子メールによるテクニカルサポートが受けられること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和6年4月1日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度 GHG-SLCF 統合解析システム開発検証に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、大気モデル NICAM をベースとして温室効果ガス（GHG）とエアロゾルや対流圏オゾン等が含まれる短寿命気候強制因子（SLCF）を統合的に解析可能なモデルを開発するとともに、全球から領域高解像度に至るまでのシームレスな解析や定常・即時解析を可能とするモデリング共通基盤を構築し、GHG・SLCF の放出量推定の高精度化、迅速化を推進している。本業務では、上記モデリング共通基盤開発に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川 1 6 - 2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川 1 6 - 2

国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域 衛星観測研究室

電話番号 029-850-2108

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務については NIES と調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

衛星観測研究室（衛星観測研究室長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和6年8月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：45（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.75時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域主任研究員
氏 名 八代 尚
電話番号 029-850-2108

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職	国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域衛星観測研究室長
氏名	森野 勇
電話番号	029-850-2838

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度 GHG-SLCF 統合解析システム開発検証に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、大気モデル NICAM をベースとして温室効果ガス（GHG）とエアロゾルや対流圏オゾン等が含まれる短寿命気候強制因子（SLCF）を統合的に解析可能なモデルを開発するとともに、全球から領域高解像度に至るまでのシームレスな解析や定常・即時解析を可能とするモデリング共通基盤を構築し、GHG・SLCF の放出量推定の高精度化、迅速化を推進している。本業務では、上記モデリング共通基盤開発に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

3. 業務内容

(1) GHG-SLCF 統合解析システムのプリ・ポストプロセス部分の開発支援

NIES が開発を行なっている GHG-SLCF 統合解析システムについて、シミュレーション設定の作成を支援するツールを、Python を用いて作成する。また、計算結果の解析に関して、典型的な解析ルーチンをまとめ、JupyterLab (<https://jupyter.org/>) を用いて実行可能なスクリプトサンプルを作成する。

(2) 上記(1)の作業に必要なツール・文書等の整備

上記(1)の作業を遂行するために作成したスクリプト・ツール等について、使用方法等をまとめた日本語文書の作成と維持管理を行うこと。スクリプト・ツール作成に用いる言語としては bash、Python 等を想定する。

(3) GHG-SLCF 統合解析システムの英語版ユーザズガイドの作成支援

GHG-SLCF 統合解析システムの利用法について、初心者ユーザを対象としたユーザズガイドの日本語版を翻訳し、英語版ユーザズガイドの作成を行う。

(4) 上記(1)～(3)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

理工系の学部卒業以上の学歴を有すること。

(2) 技術的能力

➤ Unix/Linux 系 OS の計算機の使用経験を有し、業務に必要なパッケージ・ライブラリのインストール・整備を自ら行うことが可能であること。

➤ C 言語または Fortran で記述されたプログラムの開発または利用経験があること。

➤ Python を用いたプログラミング経験を有すること。

(3) 語学及び学術的能力

①英語の技術文書等の読解・執筆に支障がない者であること。

②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

6. 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

勤務報告書

(業務名：令和6年度GHG-SLCF統合解析システム開発検証に係る研究支援協力員派遣業務)

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
地球システム領域
衛星観測センター

八代 尚 □

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□				
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急行料	合計	路程	運賃		路程	実費額		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合計															
出張用務									旅費計		円			※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円				
									合計		円				

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 地球システム領域
 衛星観測センター
 八代 尚 □

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度資源循環領域におけるマイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費において、プラスチック製品のライフサイクルにおいて発生するマイクロプラスチックの排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、マイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域

資源循環基盤技術研究室

電話番号 029-850-2205

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

資源循環基盤技術研究室（資源循環基盤技術研究室長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

9：15～16：15（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。

また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.(1)に定める就業時間数を就業したものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域
資源循環基盤技術研究室 主幹研究員

氏名 鈴木 剛
電話番号 029-850-2205
(5) 派遣先苦情処理担当者
役職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域
副領域長
氏名 倉持 秀敏
電話番号 029-850-2841

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度資源循環領域におけるマイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費において、プラスチック製品のライフサイクルにおいて発生するマイクロプラスチックの排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、マイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る業務を行う。

3. 業務内容

(1) 前処理

材質を把握しているプラスチックについて、適切な有機溶剤等を用いて、ポリマーの溶解と除去等を実施して、含有添加剤等を抽出し、適切な方法で濃縮して、添加剤等分析に供する試料溶液として調製する。

(2) 添加剤等分析

前処理を通じて調製した試料溶液について、GC-MS等を用いて添加剤等化学物質の定性・定量分析を実施する。

(3) GPC測定

材質を把握しているプラスチックについて、GPCを用いて分子量分布を測定する。

(4) データ解析・整理

実験データの保存・管理、エクセル等によるデータ解析・整理及び作図を行う。

(5) 作業日誌の作成

(6) 分析室内の清掃

(7) 管理業務の遂行に支障がないように常に消耗品の適正在庫量の維持管理を行う。

(8) 上記(1)から(7)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

- ①理系の大学を卒業しており、研究開発業務として定量分析の経験が5年以上の者。
- ②GC-MS、LC-MSを使用した分析の経験を有する者。

(2) 技術的能力

- ①環境有害物質分析に関わる業務の経験を有する者。
- ②GC-MS等の使用機器のメンテナンスが実施できる者。
- ③GPC測定に関わる業務の経験を有する者。

(3) 特記事項

特になし。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名：令和6年度資源循環領域におけるマイクロプラスチック含有添加剤等測定に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環領域
資源循環基盤技術研究室

鈴木 剛

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計							※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。
									その他経費計							
									合計							

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環領域
資源循環基盤技術研究室
鈴木 剛

仕 様 書

1. 件 名
令和6年度植物試料の定量定性分析前処理に係る研究支援協力員派遣業務
2. 目 的
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「環境変動に対する植物応答に関する研究」において、マングローブ植物等を用いた研究を円滑に推進するため、実験植物サンプルに含まれるタンパクの定性定量分析の前処理に係る業務及び必要な関連の業務を行う。
3. 事業所の名称
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所
茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域環境ストレス機構研究室
電話番号 029-850-2655
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位
環境ストレス機構研究室（環境ストレス機構研究室）
6. 派遣期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数
(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち3日
9：30～15：30（うち、休憩時間12時～13時）
実働5.0時間
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。
(2) 員 数 1名
8. 責任の程度
(1) 役職名
なし
(2) 具体的責任の内容
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別
限定しない。
11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

氏 名 辻 恵一

電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域

環境ストレス機構研究室 主幹研究員

氏 名 井上 智美

電話番号 029-850-2655

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職

国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域

環境ストレス機構研究室 研究員
氏 名 赤路 康朗
電話番号 029-850-2444

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特 記 仕 様 書

1. 件 名

令和6年度植物試料の定量定性分析前処理に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所における「環境変動に対する植物応答に関する研究」において、植物を用いた研究を円滑に推進するため、実験植物サンプルに含まれるタンパクの定性定量分析の前処理に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

3. 業務内容

(1) 植物試料の分析業務

・植物試料（マングローブ植物、ブナ科植物、シロイヌナズナ等）の秤量、粉砕、タンパク質抽出とタンパク定量（総タンパク質・特定タンパク質）を行う。

(2) 植物試料の分別業務

・ブナ科植物試料について、雌花と雄花別に分類を行う。

(3) 実験補助業務

・分析用植物試料の準備、実験器具の洗浄、実験室の整備を行う。

(4) 上記(1)～(3)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

農学又は理学系四年制大学卒、若しくはこれと同等以上の能力を有すること。

(2) 技術的能力

生物試料の秤量、粉砕及び分析前処理、マングローブ植物及びブナ科植物の栽培実験補助業務、ブナ科植物の雌雄花分類の実務経験が1年以上あり、自立的に行えること。

(3) 語学及び学術的能力

日本語での意思疎通・読み書きが十分に行えること。

業務に必要な英文（説明書等）が理解できること。

(4) 使用を必須とするパソコンソフト

植物栽培に関するデータの整理等の書類作成を目的としたパソコンソフト（エクセル、ワード、パワーポイント）の操作を自立的に行えること。

(5) 特記事項

(2)における「自立的」とは、試料の準備作業（秤量・粉砕・抽出）、タンパク質定量、電気泳動装置を用いた分離が、都度指示・監視がなくても正しく行えること、及びそれぞれに係る作業時間を予測した分析計画ができることである。(4)における「自立的」とは、指示・監視がなくてもソフトの使用及び関連するパソコンの操作が問題なく行えることである。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

(業務名) 令和6年度植物試料の定量定性分析前処理に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
生物多様性領域
環境ストレス機構研究室
井上 智美

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 生物多様性領域
 環境ストレス機構研究室
 井上 智美

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度全球大気環境解析・予測システム開発に係る研究支援協力員派遣業務（その1）

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「衛星観測に関する事業」において、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）を用いた温室効果ガス等観測の観測精度向上に資する、全球大気環境シミュレーションモデルとデータ同化システムを用いたエアロゾル・温室効果ガス濃度解析・予測システムの高度化を推進するため、当該システム開発に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域 衛星観測センター

電話番号 029-850-2108

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

衛星観測センター（衛星観測センター長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

- (1) 勤務時間 月曜日から金曜日のうち3日間
（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
9：00～17：00（うち、休憩時間12時～13時）
実働7.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

- (2) 員 数 1名

8. 責任の程度

- (1) 役職名

なし

- (2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域主任研究員
氏 名 八代 尚
電話番号 029-850-2108

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職	国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域衛星観測センター長
氏名	松永 恒雄
電話番号	029-850-2838

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度全球大気環境解析・予測システム開発に係る研究支援協力員派遣業務（その1）

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「衛星観測に関する事業」において、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）を用いた温室効果ガス等観測の観測精度向上に資する、全球大気環境シミュレーションモデルとデータ同化システムを用いたエアロゾル・温室効果ガス濃度解析・予測システムの高度化を推進するため、当該システム開発に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

3. 業務内容

（1）大型計算機を用いた全球大気環境解析・予測システムの運用

NIES が開発を行っている全球大気環境解析・予測システムについて、大型計算機上で定期的にバッチジョブを投入し、大気環境シミュレーション計算とデータ同化による解析、さらに解析結果から大気環境予測シミュレーションを実施するための自動化作業を行う。自動化には計算に必要な入力データの収集、データ前処理、出力データの後処理が含まれる。また、定常的な計算が実施されるために必要な最適化を行う。

（2）機械学習を用いた全球大気環境解析・予測システムの高度化

（1）で用いる観測データの品質管理や解析・予測結果の解析、また解析・予測システムのプログラム高速化等について、機械学習の手法を適用した高度化作業を支援する。機械学習のためのライブラリはPyTorch等を想定する。

（3）上記（1）及び（2）の作業に必要なツール・文書等の整備

上記（1）及び（2）の作業を遂行するために作成したスクリプト・ツール等について、使用方法等をまとめた文書の作成と維持管理を行うこと。スクリプト・ツール作成に用いる言語としてはbash、Python等を想定する。

（4）上記（1）～（3）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

（1）学歴等

理工系の学部卒業以上の学歴を有すること。

（2）技術的能力

- Unix/Linux 系 OS の計算機の使用経験を有し、業務に必要なパッケージ・ライブラリのインストール・整備を自ら行うことが可能であること。
- 大型計算機上のジョブ管理システムを用いたバッチ計算処理の経験を有すること。
- Python を用いたプログラミング経験を有し、PyTorch 等の機械学習ライブラリを利用した機械学習計算の実施経験を有すること。

（3）語学及び学術的能力

- ①英語の技術文書等の読解に支障がない者であること。
- ②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

(業務名) 令和6年度全球大気環境解析・予測システム開発に係る研究支援協力員派遣業務(その1)

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
地球システム領域
衛星観測センター

八代 尚 □

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名	□						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程			実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円			※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。		
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 地球システム領域
 衛星観測センター
 八代 尚 □

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）地球システム領域地球環境研究センター陸域モニタリング推進室では、地球環境モニタリング事業の一環として「森林生態系炭素収支モニタリング」を推進しており、国内の観測サイトにおいて、タワーを用いた森林生態系の炭素・水・熱収支の長期観測を行っている。また、これらの観測サイトではNIES及び他の研究機関によって森林生態系の炭素・水・熱収支の変動メカニズムを解明するための各種の研究・観測が行われている。本業務は、これらの観測と研究活動を円滑に遂行するために、観測サイトの設備と機器全般の管理、保守等に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川 16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川 16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域地球環境研究センター

陸域モニタリング推進室

電話番号 029-850-2468

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

陸域モニタリング推進室（陸域モニタリング推進室長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
のうち4日

9:00～17:45（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.75時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000 円（税込）を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙 1 の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙 2 の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から 14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた 14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった 16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域地球環境研究センター
陸域モニタリング推進室長

氏名 高橋 善幸
電話番号 029-850-2468
(5) 派遣先苦情処理担当者
役職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域長
氏名 三枝 信子
電話番号 029-850-2517

17. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）地球システム領域地球環境研究センター陸域モニタリング推進室では、地球環境モニタリング事業の一環として「森林生態系炭素収支モニタリング」を推進しており、国内の観測サイトにおいて、タワーを用いた森林生態系の炭素・水・熱収支の長期観測を行っている。また、これらの観測サイトではNIES及び他の研究機関によって森林生態系の炭素・水・熱収支の変動メカニズムを解明するための各種の研究・観測が行われている。本業務は、これらの観測と研究活動を円滑に遂行するために、観測サイトの設備と機器全般の管理、保守等に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 森林生態系炭素収支モニタリングで使用する観測機器の保守・校正作業
観測サイトで使用する観測機器、並びに炭素・水・熱収支（CO₂、水蒸気、顕熱等のフラックス）観測に使用する観測機器に関して、以下の作業を行う。
 - ①太陽及び大気放射の観測機器（日射計・赤外放射計・光量子計等・分光放射計）の校正、精度管理
 - ②太陽及び大気放射の観測機器（日射計・赤外放射計・光量子計等・分光放射計）の手法（直散合成システム）に関する調査・新校正法の研究
 - ③分広放射のデータチェック・監視・不備対応
 - ④観測サイトで使用する観測機器全般に関する修理・校正の手配と機器運用履歴の管理
 - ⑤観測サイトで使用する観測機器全般に関するマニュアル・校正パラメータ等の文書管理
- (2) 光量子の基準作成のための調査・研究
- (3) 森林生態系炭素収支モニタリングにおける観測機器の設置・交換・撤収等の作業
 - ①以下の観測サイトにおいて、観測及び研究活動に必要な観測機器を所定の場所に設置・交換・撤収する作業を行う。
作業場所：富士北麓フラックス観測サイト（山梨県富士吉田市）
天塩 CC-LaG サイト（北海道天塩郡幌延町）
その他、陸域モニタリング推進室が業務として観測を実施するサイト（国内）
 - ②設置・交換・撤収する観測機器の事前及び事後の調整・整備を行う。
作業場所：国立環境研究所地球システム領域地球環境研究センター（茨城県つくば市）
- (4) 観測サイト利用者間の調整
 - ①観測サイトの設備を利用した観測及び研究活動を円滑に遂行するため、サイト利用者に対して各種の情報伝達を行う。
 - ②観測サイトにおいて複数の研究機関が参加する作業（定期的な保守点検作業、集中的な観測作業、現地見学等）に関して、作業の日程や内容に関する連絡調整を行う。
- (5) 上記（1）から（4）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
 - ①理工農学分野の基礎知識（四年制大学卒業程度以上）を有すること。
 - ②日本語による文書作成とコミュニケーションを行うことのできる十分な能力を有すること。
- (2) 学術的能力
気象観測に関わる専門的知識を有すること。
- (3) 研究開発等に関わる経歴等
 - ①気象観測に関する研究開発の実務経験が10年以上あり、かつ野外での気象観測と気象データ処理の経験を10年以上有すること。

- ②日本及び国際気象機関における気象観測機器、特に各種日射計・放射計の検査・校正方法を熟知し、放射観測機器（全天日射計（KIPP & Zonen CMP-22）、赤外放射計（KIPP & Zonen CGR4）、放射収支計（EKO MR-50）、光量子計（LI-COR LI-190; Apogee SQ-110）、分光放射計（EKO MS-700））の校正と精度管理及びそれらの標準化等の手法改良のための調査・新校正法の研究を行うことのできる経験を有すること。
- ③分光放射計のデータチェック・監視・不備対応及び光量子の基準作成のための調査・研究を行うことのできる経験を有すること。
- ④アナログ及びデジタル信号の計測、記録、処理に関する基礎的知識を有すること。
- ⑤プログラミング（Basic, Borland Delphi, Pascal 等）開発及びそのオペレーションを行うための高度な技術と経験を有すること。
- ⑥宿泊を伴う出張に対応できること。
- ⑦各種観測機器の英文マニュアルを読解し和訳することのできる十分な英語能力を有すること。特に、理工農学系分野での実務英文和訳等の資格を有すること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

勤務報告書

件名：令和6年度森林生態系炭素収支モニタリングに係る研究支援協力員派遣業務

2024年 ○月分

就業場所：温暖化棟309室

※出張等により就業場所が異なる場合は、特記事項に記載

氏名 ○○ ○○

日	(曜日)	勤務時間	H	休憩時間 (分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日	(月)	: ~ :			: ~ :		
2日	(火)	: ~ :			: ~ :		
3日	(水)	: ~ :			: ~ :		
4日	(木)	: ~ :			: ~ :		
5日	(金)	: ~ :			: ~ :		
6日	(土)	: ~ :			: ~ :		
7日	(日)	: ~ :			: ~ :		
8日	(月)	: ~ :			: ~ :		
9日	(火)	: ~ :			: ~ :		
10日	(水)	: ~ :			: ~ :		
11日	(木)	: ~ :			: ~ :		
12日	(金)	: ~ :			: ~ :		
13日	(土)	: ~ :			: ~ :		
14日	(日)	: ~ :			: ~ :		
15日	(月)	: ~ :			: ~ :		
16日	(火)	: ~ :			: ~ :		
17日	(水)	: ~ :			: ~ :		
18日	(木)	: ~ :			: ~ :		
19日	(金)	: ~ :			: ~ :		
20日	(土)	: ~ :			: ~ :		
21日	(日)	: ~ :			: ~ :		
22日	(月)	: ~ :			: ~ :		
23日	(火)	: ~ :			: ~ :		
24日	(水)	: ~ :			: ~ :		
25日	(木)	: ~ :			: ~ :		
26日	(金)	: ~ :			: ~ :		
27日	(土)	: ~ :			: ~ :		
28日	(日)	: ~ :			: ~ :		
29日	(月)	: ~ :			: ~ :		
30日	(火)	: ~ :			: ~ :		
計			0				

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所

地球システム領域

陸域モニタリング推進室

高橋 善幸

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合計															
出張用務									旅費計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。		
									その他経費計		円				
									合計		円				

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 地球システム領域 地球環境研究センター
 陸域モニタリング推進室

_____ 高橋 善幸 _____ □

仕 様 書

1. 件 名
令和6年度水生・底生生物飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る協力員派遣業務
2. 目 的
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における政策対応の一環で実施している生態毒性試験を目的とした、淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育と分譲並びに、それらを用いた各種の試験実施補助に係る業務並びに必要な関連の業務を行う。
3. 事業所の名称
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所
茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室
電話番号 029-850-2851
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位
環境リスク科学研究推進室
6. 派遣期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
7. 勤務形態及び員数
(1) 勤務時間 週5日（土日・祝祭日を除く。）
9：00～17：00（希望により若干の変動可。うち、休憩時間12時～13時）
実働7時間
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間／日、45時間／月、360時間／年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日／月の範囲内とする。
(2) 員 数 1名
8. 責任の程度
(1) 役職名
なし
(2) 具体的責任の内容
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別
限定しない。
11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

生態リスク科学研究推進室 主任研究員

山岸 隆博

029-850-2851

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 生態毒性研究室 室長
氏 名	山本 裕史
電話番号	029-850-2754

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度水生・底生生物飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における政策対応の一環で実施している生態毒性試験を目的とした、淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育と分譲並びに、それらを用いた各種の試験実施補助に係る業務並びに必要な関連の業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育（培地等の調整、給餌、水質測定、顕微鏡観察、水槽並びに器具の洗浄等）
- (2) 試験生物の分譲業務（分譲生物の準備、宅配の手配等）
- (3) 淡水・汽水・海産の水生・底生生物を用いた生態毒性試験の補助業務（試験溶液の作成、観察、水質測定、実験器具の洗浄、記録の入力等）
- (4) 上記（1）から（3）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 技術的能力
公的研究機関もしくは民間企業において生物の飼育やそれらを用いた研究の補助を実施した経験があること。
- (2) 試薬や溶液の調整、水質測定、顕微鏡観察などの経験があること。
- (3) 語学及び学術的能力
業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名 (件名) 令和6年度水生・底生生物飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室

山岸 隆博 □

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 環境リスク科学研究推進室
 山岸 隆博 □

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度農薬の水生生物と鳥類に対する生態リスク評価に係る支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の環境省と契約する請負業務において、農薬を中心とした化学物質の生態毒性試験結果についての信頼性評価及び生態リスク評価に関する業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2588

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室（環境リスク科学研究推進室長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち3日

10:00～15:00（うち、休憩時間12時～13時）

実働4.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

- (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
- (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

- (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
- (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

- (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
- (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
- (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
- (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室長
氏 名 大野 浩一
電話番号 029-850-2588
- (5) 派遣先苦情処理担当者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域長
氏 名 渡邊 英宏

電話番号 029-850-2138

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度農薬の水生生物と鳥類に対する生態リスク評価に係る支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所の環境省と契約する請負業務において、農薬を中心とした化学物質の生態毒性試験結果についての信頼性評価及び生態リスク評価に関する業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 水生生物と鳥類を用いた生態毒性試験結果の信頼性評価。
- (2) 水生生物と鳥類に対する生態リスク評価に関する文献・資料の収集及びリスク評価関連文書の作成。
- (3) (1) (2) の業務内容に係る環境省請負等の業務に係る検討会資料案の作成。
- (4) 他業務において作成される上記検討会等議事録(案)の修正確認。
- (5) 上記(1)から(4)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
理工系(化学、生物学、薬学、農学など)学部卒業以上の学歴を有すること。
- (2) 技術的能力
 - ① 化学物質の水生生物及び鳥類に対する生態有害性評価及び生態リスク評価に関する3年以上の実務経験があること。
 - ② 国内外の化学物質管理のためのリスク評価書及び関連する行政文書を適切に理解できる能力を有すること。
 - ③ JDream3、Pubmed等の文献データベースを用いた文献検索を実施した経験があり、これらのデータベースを用いて業務に関連する適切な文献を収集する能力を十分に有すること。
- (3) 語学及び学術的能力
 - ① TOEIC650点以上のスキルを持つ、若しくは同等の英語力をもつこと。
 - ② 英文及び和文で書かれた化学物質の水生生物及び鳥類に対する有害性情報に関する文献を適切に理解し、要約を作成できる能力を有すること。
- (4) OAスキル
 - ① マイクロソフトエクセル(数式、表の作成含む。)
 - ② マイクロソフトワード(文章作成・編集)
 - ③ マイクロソフトアクセス(クエリ、フォームの操作を含む。)
- (5) 出張
検討会開催支援 年2～3回程度(東京都23区内)

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

(業務名) 令和6年度農薬の水生生物と鳥類に対する生態リスク評価に係る支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室

大野 浩一

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 環境リスク科学研究推進室
 大野 浩一 □

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度新規 POPs 含有廃棄物の適正管理に向けた化学分析に係る支援要員派遣業務

2. 目 的

国立研究法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、ペルフルオロオクタン酸やペルフルオロヘキサンスルホン酸等の新規 POPs を対象に、含有廃棄物及び使用済み製品の適正管理に係る調査研究等を実施している。本業務は、市中の廃棄物及び使用済み製品に含まれる新規 POPs の実態把握を円滑に推進するため、化学分析に係る支援要員派遣業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 試験評価・適正管理研究室

電話番号 029-850-2847

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

試験評価・適正管理研究室

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間

月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち4日、9:00～16:00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 勤務報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域
氏 名 試験評価・適正管理研究室 主任研究員
松神 秀徳

電話番号 029-850-2847
(5) 派遣先苦情処理担当者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域
試験評価・適正管理研究室 室長
氏 名 肴倉 宏史
電話番号 029-850-2185

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度新規 POPs 含有廃棄物の適正管理に向けた化学分析に係る支援要員派遣業務

2. 目的

国立研究法人国立環境研究所では、ペルフルオロオクタン酸やペルフルオロヘキサンスルホン酸等の新規 POPs を対象に、含有廃棄物及び使用済み製品の適正管理に係る調査研究等を実施している。本業務は、市中の廃棄物及び使用済み製品に含まれる新規 POPs の実態把握を円滑に推進するため、化学分析に係る支援要員派遣業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 廃棄物及び環境試料の調製（裁断、凍結粉碎、風乾、ふるい等の均質化处理）
- (2) 廃棄物及び環境試料の有機化学分析に係る前処理及び機器測定の実施補助
- (3) 機器測定により得られたデータの解析及び整理の実施補助
- (4) 試料調製室及び分析前処理室内の清掃
- (5) 消耗品の適正在庫量の維持管理（業務の遂行に支障がないよう、常時実施）
- (6) 上記（1）から（5）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

- ① 理学系の大学院修士課程修了相当以上の学歴又は同等の能力を有すること。
- ② 理学系の研究補助業務の経験を5年以上有していること。

(2) 技術的能力

- ① 残留性有機汚染物質の抽出及び精製処理の経験と技術を有する者。
- ② ガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの基本的な操作を実施できる者。
- ③ 文書作成ソフト、表計算ソフト、プレゼン資料作成ソフト（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）の基本的な操作を実施できる者。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名 (件名) 令和6年度新規POPs含有廃棄物の適正管理に向けた化学分析に係る支援要員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環領域
試験評価・適正管理研究室

松神 秀徳 □

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 資源循環領域
 試験評価・適正管理研究室
 松神 秀徳 □

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度資源循環領域における環境試料中マイクロプラスチック測定に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費において、プラスチック製品のライフサイクルにおいて発生するマイクロプラスチックの排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、各種環境試料中マイクロプラスチック測定に係る業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域

資源循環基盤技術研究室

電話番号 029-850-2205

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

資源循環基盤技術研究室（資源循環基盤技術研究室長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日、水曜日、金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。また、就業曜日は双方合意の上変動可とする。）

9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。

また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域
資源循環基盤技術研究室 主幹研究員
氏 名 鈴木 剛

電話番号 029-850-2205
(5) 派遣先苦情処理担当者
役職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域
副領域長
氏名 倉持 秀敏
電話番号 029-850-2841

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度資源循環領域における環境試料中マイクロプラスチック測定に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラム、環境研究総合推進費において、プラスチック製品のライフサイクルにおいて発生するマイクロプラスチックの排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、各種環境試料中マイクロプラスチック測定に係る業務を行う。

3. 業務内容

(1) ろ過処理

試料容器等に捕集したマイクロプラスチックと想定される粒子（マイクロプラスチック候補粒子）について、目合いの異なるネット上をろ過する。

(2) 酸化処理

マイクロプラスチック候補粒子について、30%過酸化水素溶液による酸化処理を実施する。

(3) 比重分離

マイクロプラスチック候補粒子について、ヨウ化ナトリウム水溶液等による比重分離を実施して、浮遊成分と沈降成分に分離する。

(4) 形態評価

マイクロプラスチック候補粒子について、実体顕微鏡、レーザー顕微鏡や粒度分布測定装置を用いて粒子サイズ、色や形状評価を実施する。

(5) 材質分析

マイクロプラスチック候補粒子について、フーリエ変換赤外分光光度計の全反射測定法（FT-IR ATR法）と透過法を用いて材質分析を実施する。

(6) データ整理

実験データの保存・管理、エクセル等によるデータ整理及び作図を行う。

(7) 作業日誌の作成

(8) 分析室内の清掃

(9) 管理業務の遂行に支障がないように常に消耗品の適正在庫量の維持管理を行う。

(10) 上記（1）から（9）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

- ①理系の大学を卒業しており、研究開発業務として試験評価の経験が5年以上の者。
- ②走査型電子顕微鏡、粒度分布測定装置を使用した分析の経験を有する者。

(2) 技術的能力

- ①材料分析に関わる業務の経験を有する者。
- ②走査型電子顕微鏡と粒度分布測定装置を使用した業務に2年以上従事した経験が有る者。
- ③危険物取扱者乙種4類の資格を有する者。

(3) 特記事項

特になし。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名(件名) 令和6年度資源循環領域における環境試料中マイクロプラスチック測定に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環領域
資源循環基盤技術研究室

鈴木 剛

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計						※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 資源循環領域
 資源循環基盤技術研究室
 鈴木 剛

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度資源循環領域におけるナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラムにおいて、プラスチックごみの再資源化に伴って発生するプラスチック微小粒子の排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、ナノプラスチック球状粒子の試験研究に係る業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域

資源循環基盤技術研究室

電話番号 029-850-2205

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

資源循環基盤技術研究室（資源循環基盤技術研究室長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 水曜日、木曜日、金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。また、就業曜日は双方合意の上変動可とする。）
9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）
実働6時間
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。
また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIESからの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域
資源循環基盤技術研究室 主幹研究員
氏 名 鈴木 剛

電話番号 029-850-2205
(5) 派遣先苦情処理担当者
役職 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域
副領域長
氏名 倉持 秀敏
電話番号 029-850-2841

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度資源循環領域におけるナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における持続可能な資源循環を支える先導的基盤技術の開発及び物質フロー革新研究プログラムにおいて、プラスチックごみの再資源化に伴って発生するプラスチック微小粒子の排出実態・挙動の把握やリスク管理に資する研究を円滑に推進するため、ナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る業務を行う。

3. 業務内容

(1) ナノプラスチック球状粒子の作製

ナノプラスチック球状粒子の作製、作製粒子の回収、乾燥を行う。

(2) 作製物の品質管理

作製したナノプラスチック球状粒子について、示差走査熱量計、電子顕微鏡を用いた分析により、熱的特性、形状の評価を行う。

(3) ナノプラスチック定量分析

作成したナノプラスチック球状粒子を用いて定量分析法の開発を行い、循環廃棄物試料や水試料等の環境試料中ナノプラスチックの定量分析を行う。

(4) 安定同位体ラベルナノプラスチック球状粒子の作製

ナノプラスチック定量分析における内標準物質として必要な安定同位体ラベルナノプラスチック粒子の作製を行う。

(5) データ整理

実験データの保存・管理、エクセル等によるデータ整理及び作図を行う。

(6) 作業日誌の作成

(7) 分析室内の清掃

(8) 管理業務の遂行に支障がないように常に消耗品の適正在庫量の維持管理を行う。

(9) 上記(1)から(8)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

①学歴は不問であるが、化学分析業務として分析経験10年以上の者。

②走査型電子顕微鏡、示差走査熱量計を使用した分析の経験を有する者。

(2) 技術的能力

①プラスチックの溶解性や物性評価に関わる業務の経験を有する者。

②走査型電子顕微鏡と示差走査熱量計を使用した業務に3年以上従事した経験が有る者。

③有機溶剤作業主任者の資格を有する者。

④吸引ろ過による粒子精製作業に従事した経験を有する者。

⑤化学系定量分析に係る業務に3年以上従事した経験がある者。

⑥画像解析による、粒径分布、円形度等の評価の経験を有する者。

⑦動的光散乱法等の光学的手法による粒径分布等評価の経験を有する者。

(3) 特記事項

特になし。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名(件名) 令和6年度資源循環領域におけるナノプラスチック球状粒子を用いた試験研究に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環領域
資源循環基盤技術研究室

鈴木 剛

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□				
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急行料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合計															
出張用務								旅費計	円						※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。
								その他経費計	円						
								合計	円						

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
資源循環領域
資源循環基盤技術研究室
鈴木 剛

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度化学物質による鳥類と水生生物に対する生態リスク評価及び免疫毒性に関する人健康リスク評価に係る支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の環境省と契約する請負業務において、鳥類と水生生物に対する生態リスク評価及び免疫毒性に関する人健康リスク評価に関する業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2588

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室（環境リスク科学研究推進室長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち3日

8：45～15：45（うち、休憩時間12時～13時）

実働6.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了ごとに所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了ごとに所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写しを派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

環境リスク科学研究推進室長

大野 浩一

029-850-2588

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域長
氏 名 渡邊 英宏
電話番号 029-850-2138

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特 記 仕 様 書

1. 件 名

令和6年度化学物質による鳥類と水生生物に対する生態リスク評価及び免疫毒性に関する人健康リスク評価に係る支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所の環境省と契約する請負業務において、鳥類と水生生物に対する生態リスク評価及び免疫毒性に関する人健康リスク評価に関する業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 農薬を中心とした化学物質による環境リスク評価に関する文献・資料の収集及びリスク評価関連文書の作成。
- (2) 鳥類及び水生生物を用いた生態毒性試験結果の信頼性評価。
- (3) 化学物質による免疫毒性に関する人健康リスク評価に関する文献調査及びリスク評価関連文書の作成。
- (4) (1) から (3) の業務内容に係る環境省請負業務等に係る検討会等で使用する資料の素案作成。
- (5) (1) から (3) の業務内容に係る検討会等の会議運営及び関係者との事務連絡等。
- (6) 上記 (1) から (5) の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

薬学、獣医学、農学、いずれかの修士（相当）卒業以上の学歴を有すること。5年以上の薬理学あるいは毒性学に関する研究業務経験を有すること。

(2) 技術的能力

- ①国内外の化学物質や農薬規制のためのリスク評価書や関連する行政文書を適切に理解できる能力を有すること。
- ②化学物質の健康リスク評価及び化学物質に関する水生生物あるいは鳥類生態毒性試験結果の信頼性評価を実施する能力及び経験を有すること。
- ③JDream3、Pubmed 等の文献データベースを用いた文献検索を実施した経験があり、これらのデータベースを用いて業務に関連する適切な文献を収集する能力を十分に有すること。
- ④Web 会議室の運用や開催準備（資料作成、会議室の音声環境セッティング、会議中のパソコン操作、トラブル対応）を臨機応変に実施する能力を有し、会議を適切に運営できる能力を有すること。
- ⑤所内外の関係者とメール、電話等で日本語、英語による業務連絡を行うことができるコミュニケーション能力を有すること。

(3) 語学及び学術的能力

- ①TOEIC650点以上のスキルを持つ、若しくは同等の英語力をもつこと。

(4) OA スキル

- ①マイクロソフトエクセル（数式、表の作成含む。）
- ②マイクロソフトワード（文章作成・編集）
- ③マイクロソフトアクセス（クエリ、フォームの操作を含む。）
- ④マイクロソフトパワーポイント（資料作成を含む。）

(5) 出張

検討会開催支援 年8回程度（東京都23区内）（新型コロナウイルスの感染状況により web 会議にて代替されることがあり、その場合は国環研内での開催となる。）

(6) その他

協調性を持って意欲的に業務をおこなうこと。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

(業務名) 令和6年度化学物質による鳥類と水生生物に対する生態リスク評価及び免疫毒性に関する人健康リスク評価に係る支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室

大野 浩一

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計				円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計				円			
									合 計				円			

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室
大野 浩一 □

仕 様 書

1. 件 名
令和6年度水生・底生生物飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る協力員派遣業務
2. 目 的
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における政策対応の一環で実施している生態毒性試験を目的とした、淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育と分譲並びに、それらを用いた各種の試験実施補助に係る業務並びに必要な関連の業務を行う。
3. 事業所の名称
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所
茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室
電話番号 029-850-2851
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位
環境リスク科学研究推進室
6. 派遣期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
7. 勤務形態及び員数
(1) 勤務時間 週5日（土日・祝祭日を除く。）
9：00～17：00（希望により若干の変動可。うち、休憩時間12時～13時）
実働7時間
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。
(2) 員 数 1名
8. 責任の程度
(1) 役職名
なし
(2) 具体的責任の内容
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別
限定しない。
11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生
職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域
生態リスク科学研究推進室 主任研究員
氏 名 山岸 隆博
電話番号 029-850-2851
 - (5) 派遣先苦情処理担当者

役 職	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 生態毒性研究室 室長
氏 名	山本 裕史
電話番号	029-850-2754

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度水生・底生生物飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における政策対応の一環で実施している生態毒性試験を目的とした、淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育と分譲並びに、それらを用いた各種の試験実施補助に係る業務並びに必要な関連の業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育（培地等の調整、給餌、水質測定、顕微鏡観察、水槽並びに器具の洗浄等）
- (2) 試験生物の分譲業務（分譲生物の準備、宅配の手配等）
- (3) 淡水・汽水・海産の水生・底生生物を用いた生態毒性試験の補助業務（試験溶液の作成、観察、水質測定、実験器具の洗浄、記録の入力等）
- (4) 上記（1）から（3）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 技術的能力
公的研究機関もしくは民間企業において生物の飼育やそれらを用いた研究の補助を実施した経験があること。
- (2) 試薬や溶液の調整、水質測定、顕微鏡観察などの経験があること。
- (3) 語学及び学術的能力
業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名 (件名) 令和6年度水生・底生生物飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室

山岸 隆博 □

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 環境リスク科学研究推進室
 山岸 隆博 □

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度魚類試験に係る実験及び化学分析補助協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における戦略的研究プロジェクトや環境省請負業務で実施される魚類胚及び培養細胞等を用いた魚類試験に係る、細胞培養、試験溶液調整、水質測定、分析サンプルの前処理及び分析業務等の実験補助業務並びに必要な関連業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2851

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 週5日（土日・祝祭日を除く。）

8：30～16：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6.5時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したのとして取り扱うものとする。

13. 福利厚生

職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

環境リスク科学研究推進室 主任研究員

山岸 隆博

029-850-2851

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室長
氏名	大野 浩一
電話番号	029-850-2851

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特 記 仕 様 書

1. 件 名

令和6年度魚類試験に係る実験及び化学分析補助協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所における戦略的研究プロジェクトや環境省請負業務で実施される魚類胚及び培養細胞等を用いた魚類試験に係る、細胞培養、試験溶液調整、水質測定、分析サンプルの前処理及び分析業務等の実験補助業務並びに必要な関連業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 魚類試験の補助業務（細胞培養、試験溶液の調整、給餌、水質測定、顕微鏡観察、水槽並びに器具の洗浄等）
- (2) 試験対象化学物質の化学分析のための前処理及び分析業務
- (3) 試験データの入力作業（Excel）等
- (4) 上記（1）から（3）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

理系の専門学校以上の学歴を持つか、5年以上公的研究機関もしくは民間企業において実験補助業務及び化学分析業務に携わっていること。

(2) 技術的能力

- ①動物細胞実験に関する一連のスキルを有し、自立して細胞培養及び培養細胞実験を行えること。
- ②水質分析等の環境分析業務の実務経験を5年以上有していること。
- ③化学分析機器（HPLC、LC/MS、GC/MS等）の実務での使用経験を5年以上有すること。
- ④Microsoft Excel, Word, Outlook を使用できること。

(3) 語学及び学術的能力

業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名 (件名) 令和6年度魚類試験に係る実験及び化学分析補助協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室

山岸 隆博 □

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 環境リスク科学研究推進室
 山岸 隆博 □

仕様書

1. 件名 令和6年度 冷原子蛍光分析計 1式 賃貸借

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 冷原子蛍光分析計 1式 賃貸借」について規定する。

2. 数量 1式

<構成内訳>

原子蛍光分析計装置本体	1台
電源ケーブル	1本

3. 賃貸借期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

4. 研究内容及び賃貸借目的

NIES では、水銀に関する水俣条約の有効性評価に関する研究を行っている。本調達は、森林生態系におけるガス状水銀の季節的な濃度変動をモニタリングするため、冷原子蛍光分析計1式を賃貸借するものである。

5. 仕様

賃貸借装置については、以下の仕様を満たす必要がある。

- ① 測定方式には、キャリアガスにアルゴンを使用し、原子蛍光方式を採用していること。
- ② 0.1ng/m³以下の水銀を検出することが可能であること。
- ③ ガス流量の制御にマスフローコントローラーを使用し、ガス集計や測定サイクルの制御が可能であること。
- ④ 2対の水銀捕集管を内蔵していること。
- ⑤ 装置本体の高さは18cm以下で、19インチラックに収まること。
- ⑥ PCが無くても、装置前面のタッチパネルで装置の制御やネットワークに接続することが可能であること。

6. 納入場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。物品には、動産総合保険を付すること。この保険料は賃貸人の負担とする。

仕 様 書

1 件 名 令和6年度 AIM/Enduse に係るデータ整備業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月14日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2050年の脱炭素社会実現に向けた分析では、社会経済状況を踏まえて設定されたエネルギーサービス需要を満たし、かつカーボンニュートラルを実現する技術の組合せを AIM/Enduse モデルを用いて分析してきた。脱炭素社会実現に向けたロードマップを検討するに当たり、より精緻に分析セグメントを設定した上でエネルギーサービス需要を設定することが必要である。本業務では、エネルギーサービス需要の推計の精緻化及び AIM/Enduse モデルを用いた分析を実施することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 家庭部門における冷暖房・給湯に関する情報整備

- (ア) 分析に必要な分解能に応じて技術及びサービス量に関する定量情報を整備し、AIM/Enduse の入力データを作成する。
- (イ) 断熱改修及び暖房・給湯電化に関して 2050 年までのシナリオを複数設定する。
- (ウ) 複数のシナリオについて AIM/Enduse によるシミュレーションを実施し、2050 年までのエネルギー消費量について分析を実施する。
- (エ) なお、請負者は AIM/Enduse の理解及びその使用言語である GAMS を利用したプログラミングができることを要件とする。
- (オ) GAMS の利用環境（ベースモジュール及び線形計画法のソルバー CPLEX のライセンスを含む。）は、請負者自身が準備することとする。

(2) 家庭・業務部門のエネルギー需要に関する情報整備

- 以下に関する最新の情報を公表資料から収集・整理し、AIM/Enduse の入力形式のデータに反映する。
- (ア) 業務部門の空調における熱源機器・熱搬送のエネルギー消費及び効率改善対策
 - (イ) 2050 年までのデータセンター及びデジタル関連の電力需要の見通し
 - (ウ) パワー半導体の省エネ進展に伴う電力機器の省エネ進展

(3) 運輸部門のエネルギー需要に関する情報整備

- 運輸部門のうち、旅客自動車と貨物自動車について、AIM/Enduse の入力形式のデータを作成するために必要な情報源を整備する。ここでの整備は、将来値は対象とせず実績値を対象とする。
- (ア) 台数、輸送量、エネルギー消費量、コストのそれぞれのデータを引用するための情報源を特定・整理する。
 - (イ) (ア) の情報をもとに、燃費、エネルギー消費量、サービス量、コスト、シェア、ストック量等の AIM/Enduse の入力形式のデータを作成するための方法を作成し、その手法について記述を行う。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、Box 等オンラインストレージを介して送受信するものとする。各成果物の内容・仕様は上記「5 業務内容」に記載されている各事例についての調査結果を記載する。

- (1) 業務結果報告書 一部
- (2) 整備した情報 一式
- (3) 分析結果を収録した電子媒体一式

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

秘密保持に関する誓約書

_____（以下「甲」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的：「令和6年度 AIM/Enduse に係るデータ整備業務」の公開見積競争への参加

対象：本業務に必要な AIM/Enduse プログラム及び AIM/Enduse マニュアル

第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報という。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己（甲については、自己の実質的な親会社も含む。）の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第1条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書又は就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

第4条 秘密情報の破棄

甲は、「令和6年度 AIM/Enduse に係るデータ整備業務」の公開見積競争終了後、直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等の全ての記憶媒体から秘

密情報を除去した上使用不能にし、また、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返却又は破棄するものとする。

第5条 一般条項

(1) 持出の制限

甲は、いかなる手段を持ってしても秘密情報を日本国外に持ち出してはならない。

(2) 救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

(3) 損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(4) 準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

第6条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、「令和6年度 AIM/Enduse に係るデータ整備業務」の公開見積競争終了後もなお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所
社 名
代表者名

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）では環境リスク・健康領域において、多種多様な化学物質群等の環境中生物への有害影響について分子レベルから個体群レベルで評価する研究を実施している。本業務では、藻類や甲殻類、魚類などの水生生物を用いた生態毒性試験実施の際に、水中等に存在する化学物質の定量分析業務ならびに定量分析に必要なその他の関連業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域生態毒性研究室

電話番号 029-850-2864

5. 組織単位

生態毒性研究室（生態毒性研究室長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 週5日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

8：30～17：15（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.75時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

NIESは、派遣労働者を業務の都合上出張させる場合には、事前に派遣元の下承を得て、派遣労働者に指示するものとする。なお、出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職
氏 名
電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職
氏 名
電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域副領域長
氏 名 山本 裕史
電話番号 029-850-2754

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所・健康領域生態毒性研究室主任研究員
氏 名 渡部 春奈
電話番号 029-850-2864

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所では環境リスク・健康領域において、多種多様な化学物質群等の環境中生物への有害影響について分子レベルから個体群レベルで評価する研究を実施している。本業務では、藻類や甲殻類、魚類などの水生生物を用いた生態毒性試験実施の際に、試験溶液中等に存在する化学物質の定量分析業務ならびに定量分析に必要なその他の関連業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 生態毒性試験中の試験溶液の前処理
- (2) 液体クロマトグラフ質量分析計やガスクロマトグラフ質量分析計等を用いた、試験溶液中の化学物質濃度の測定（標準液調製、分析装置の設定、結果の解析等も含む）
- (3) 分析手法開発の補助
- (4) 実験器具の洗浄
- (5) 上記（1）から（4）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
3年以上公的研究機関または民間企業において分析補助業務に携わっていること。
- (2) 技術的能力
 - ・標準液調製や試験溶液の前処理（ろ過、希釈等）を行うための実験器具を円滑に取り扱えること。
 - ・HPLC、IC、TOCを用いた水質分析経験を5年以上有し、自立的に操作可能なこと。
 - ・表計算ソフト等を用いて、データの整理を行えること。
- (3) 語学及び学術的能力
上記業務を実施するのに支障のない英語力を有し、取扱説明書を読解できること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

(業務名) 令和6年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
生態毒性研究室

山本 裕史

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急行料	合計	路程	運賃		路程	実費額	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出張用務					旅 費 計					円					※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
					その他経費計					円					
					合 計					円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所

環境リスク・健康領域

生態毒性研究室

山本 裕史

仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度生体試料自動分注装置保守業務
- 2 業務契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」の研究の中心機関（以下「コアセンター」という。）を担う国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、その根幹となるばく露評価のために、参加者から採取した生体試料や環境試料の分析を進めている。コアセンターでは、高度分析法の開発や精度管理を行っており、生体試料、環境試料、精度管理試料を分注する必要がある。本業務は、多数の試料を高速で自動分注する装置を年間通じて正常に稼働させるため、本装置が故障した際の速やかな修理及び専門家による定期メンテナンスを行うものである。

5 業務内容

請負者は、以下の業務を実施することとする。なお、実施された業務の内容をNIESに報告するものとする。

5.1 対象機器

生体試料自動分注装置 Microlab STAR 1台

5.2 即時保守

NIESの環境保健研究棟に設置された対象機器について、業務契約期間中、NIES担当者から不具合、トラブル等の連絡を受けた際には、速やかに現場に出向いて事象を把握し、必要であれば修理・調整を行うこと。修理等に必要な補修用部品については本業務中に含むものとする（ただし、分注装置の通常消耗品は対象外とする）。また、本装置の通常の使用に関して発生した不具合については、修理・調整等を無償にて行うこと。

5.3 定期メンテナンスの実施

対象機器について、以下のとおり定期メンテナンスを実施すること。メンテナンス時には点検時に交換部品（別紙参照）の交換を行い、交換後は動作確認を行うこと。交換する部品が欠陥品であった等の事由で性能を満たさない場合は、当該部品について無償で新品と交換し動作確認を行うこと。定期メンテナンス日程は、NIES担当者と協議の上、決定すること。

生体試料自動分注装置 Microlab STAR 2回/年

5.4 技術作業員

対象機器は高性能かつ精密な分注装置であるため、作業はメーカー直接若しくはメーカーから業務を委任されている者が行うこと。

6 作業完了報告書の提出

請負者は業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1)業務結果報告書 1部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

8 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

9 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

【別紙】

生体試料自動分注装置 交換部品リスト

NO.	ユニット	部品名称	P/N	数量
1	Microlab STAR	インジェクションチューブ	173330	8
2	Microlab STAR	O-リング長寿命タイプ	183060	8
3	Microlab STAR	ストップディスク長寿命タイプ	183061	8

* 2023/12/15現在（点検時に製品が変更になっている場合は、新しい製品を使用すること）

仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度地球—人間システム統合モデルの開発と運用に関する業務
- 2 業務契約期間 令和6年6月6日～令和6年12月26日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。
- 4 目 的
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）等で開発された地球—人間システム統合モデル（MIROC-INTEG-ES）を高度化し、MIROC-INTEG-ES を利用した様々な種類の数値実験を行う。

5 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（1）地球—人間システム統合モデルの高度化

請負者は、NIES がこれまでに開発した地球—人間システム統合モデル MIROC-INTEG-ES の高度化に関連する業務を行う。具体的には、MIROC-INTEG-ES における農事暦・バイオ燃料作物収量・食糧作物収量・作物収量技術革新・植林・社会経済・気候変動影響評価に関わるモジュールを、新たなコードに置き換えることによりモデルの高度化を行う。モデルの高度化のためのソースコードは NIES 担当者が提供する。新たに開発したモデルを利用し、数値実験を行い、問題が生じた場合には、原因の調査を行う。数値実験の実行のためのプログラムは、NIES 担当者が提供し、請負者が必要に応じて変更する。

（2）地球—人間システム統合モデルの運用

請負者は、NIES がこれまでに開発した地球—人間システム統合モデル MIROC-INTEG-ES を利用し、様々な種類の過去再現及び将来予測実験を行う。具体的には、分野横断気候変動影響評価プロジェクト・地球システム灌漑評価プロジェクトに貢献するために必要な過去再現及び将来予測実験を行う。また、地球—人間システムの相互作用分析や日本陸域物理過程分析のための、過去再現実験及び将来予測実験をこなす。MIROC-INTEG-ES により過去再現及び将来予測実験を実行し、問題が生じた場合には、原因の調査を行う。数値実験の実行のための将来シナリオと計算プログラムは、NIES 担当者が提供し、請負者が必要に応じて変更する。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、効率的に業務を進めるため、作業を担当する技術者が、適宜、NIES 担当者と打合せを行うこと。また、請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。

（1）実施体制及び資格等

a. SE 1名以上（FORTARN 及び C 言語での大規模モデル開発に必要な技術を持つこと）

(i) 地球システムモデル（MIROC-ESM 等）のプログラム開発経験を有する者

(ii) 大気海洋大循環モデル（MIROC 等）のプログラム開発経験を有する者

(iii) ベクトル処理用計算機（SX 等）及びスカラ処理計算機（SGI 等）で動作するプログラムの最適化及びプログラム実行経験を有する者

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書 一部

(2) 数値モデル実行により得られたデータ集一式（NIES 解析サーバディスク上で提出）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書

1. 件名 令和6年度エコチル調査における固定データ提供サイト及び掲示板サイトの運用保守業務
2. 業務契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする

4. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、平成22年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」の中心機関（以下「コアセンター」という。）として、全国15地域の大学等に設置したユニットセンターと共同で、調査を推進している。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。

エコチル調査コアセンターでは、協力機関等の調査関係者との情報共有のために、エコチル調査連絡協議会掲示板サイト（以下「掲示板サイト」という。）の運用を行っており、令和4年度にContents Management System（以下「CMS」という。）を用いたより簡易かつ効率的な仕組みへの移行を行ったところである。加えて、同サイト上に固定データ提供サイトを新たに設けて、環境と健康に関する研究のためにデータ利用を許可された調査関係者に対して、エコチル調査で収集したデータを提供するところである。掲示板サイトと固定データ提供サイトの両サイトのユーザ及び管理者は、それぞれアクセス権限が異なるものである。それが同じ一つのCMS上で運用できるように工夫している。本業務では、掲示板サイト及び固定データ提供サイトの両サイトの運用保守を行うものである。

5. 業務内容

請負者は以下の業務を実施するものである。

- ・ 掲示板サイト及び固定データ提供サイトの運用保守
- ・ Webサーバ、回線を含むインフラの運用保守

5.1. 固定データサイト及び掲示板サイトの運用保守

(1)WordPressの更新

- ・ 定期的にCMS等の脆弱性対策を行い、最適な情報セキュリティを確保すること。
- ・ WordPressテーマの更新、WordPressプラグインの更新を行うこと。頻度は約3ヶ月に1回、年4回を想定する。
- ・ WordPressの更新に伴い、システムの競合が発生した場合は、調査、修正、開発を行うこと。

- ・ セキュリティ設定に伴い構築されたネットワークセキュリティの動作確認及びチューニングを行うこと。
 - ・ 更新内容をまとめ NIES 担当者に報告書を提出すること。また NIES 担当者の要求に応じて報告会を行うこと。
- (2) PHP、DB の更新
- ・ PHP、DB の更新を行うこと。定期作業として年 1 回を想定する。
 - ・ PHP、DB は WordPress 本体、テーマ、プラグインがサポート可能か確認すること。
- (3) 緊急セキュリティ対応
- ・ セキュリティリスクが高い問題が発生した場合は、緊急でセキュリティ対応（バージョンアップ、定義の更新）を行うこと。
 - ・ 更新内容をまとめ NIES 担当者に報告書を提出すること。また NIES 担当者の要求に応じて報告会を行うこと。
- (4) バックアップの定期取得及び監視（更新時・随時）、切り戻し対応
- ・ 定期的または更新作業前にバックアップを取得し、復旧をできるようにスタンバイすること。
 - ・ システム環境が損傷した際にバックアップからの切り戻しを行うこと。
- (5) 問い合わせ対応
- ・ 掲示板サイト及び固定データ提供サイトの両サイト運用管理者からの簡易な問合せ（利用方法、仕様確認等）に対応すること。年 12 回程度を想定する。

5.2. Web サーバ、回線を含むインフラの運用保守

- (1) 掲示板サイト及び固定データ提供サイトを安定して運用できるように、Web サーバ（AWS Amazon Lightsail）及び回線を含むインフラを提供すること。
- (2) IPA の「安全なウェブサイトの作り方（第 7 版）」のウェブアプリケーションの実装チェックリストをクリアしていることを確認し、必要に応じて既存の脆弱性対策を行うこと。
- (3) WAF と IPS 等による不正アクセスへの対策について、必要に応じてメンテナンスを行うこと。

5.3. 資格要件

- (1) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認証を有していること。
- (2) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。
- (3) 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている又は「JIS Q 15001」の認証を有していること。
- (4) 環境マネジメントシステムの規格である「JIS Q 14001」又は「ISO14001」の認証を有していること。

6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書 一部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人

国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11. その他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、グリーン購入法の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2) 請負者は、本業務の一部を他の業者に再委託する場合は、事前の承認を得た上で、本業務遂行上の注意点等を伝えるとともに、業務全体の管理監督責任を負うこと。

仕 様 書

1. 件 名

令和6年度無脊椎動物等を用いた生態毒性試験に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）環境リスク・健康領域生態毒性研究室では、第5期中長期計画の包括環境リスク研究プログラムの「脆弱性を考慮した生態系影響の有害性評価と要因解析に関する研究」（PJ2）等において、ミジンコやユスリカなどの無脊椎動物を用いた河川水や化学物質等の生態毒性試験を実施している。これらの生態毒性試験を円滑に推進するため、ミジンコ等の飼育や生態毒性試験の補助業務ならびに試験に必要なその他の関連業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域生態毒性研究室

電話番号 029-850-2864

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

生態毒性研究室（生態毒性研究室長）

6. 派遣期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月14日（ただし、各週3日以上とする）（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

8：30～15：30（うち、休憩時間12時～13時）

実働6.0時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域生態毒性研究室
主任研究員
氏 名 渡部 春奈
電話番号 029-850-2864
 - (5) 派遣先苦情処理担当者

役職	国立研究開発法人国立環境研究所・健康領域生態毒性研究室室長
氏名	山本 裕史
電話番号	029-850-2754

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和6年度無脊椎動物等を用いた生態毒性試験に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域生態毒性研究室では、第5期中長期計画の包括環境リスク研究プログラムの「脆弱性を考慮した生態系影響の有害性評価と要因解析に関する研究」(PJ2)等において、ミジンコやユスリカなどの無脊椎動物を用いた河川水や化学物質等の生態毒性試験を実施している。これらの生態毒性試験を円滑に推進するため、ミジンコ等の飼育や生態毒性試験の補助業務ならびに試験に必要なその他の関連業務を行う。

3. 業務内容

- (1) ミジンコなどの無脊椎動物の飼育業務
- (2) 培地の作成や飼育水の準備
- (3) ミジンコやユスリカなどの無脊椎動物を用いた生態毒性試験の補助業務(試験溶液の作成、観察、水質測定、分析の前処理、記録の入力等)
- (4) 実験器具の洗浄
- (5) 上記(1)から(4)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
理系の専門学校卒業以上の学歴をもつ、もしくは、3年以上公的研究機関または民間企業において実験補助業務に携わっていること。
- (2) 技術的能力
 - ・生物の培養、飼育経験があり、ピペットを用いた小さな生物の取り扱いや肉眼または顕微鏡による観察を行えること。
 - ・ニセネコゼミジンコ及びユスリカ幼虫を用いた生態毒性試験の実施経験があること。
 - ・毒物劇物など化学物質の取り扱いに精通しており、試験溶液調製のために必要なマイクロピペットの操作等に問題がないこと。
 - ・エクセルを用いて、データの整理を行えること。
- (3) 語学及び学術的能力
上記業務を実施するのに支障のない英語力を有し、取扱説明書を読解できること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の第2条第4号に定める紹介予定派遣として派遣されること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

(業務名) 令和6年度無脊椎動物等を用いた生態毒性試験に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
生態毒性研究室

渡部 春奈

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考
					路 程	運 賃	急 料	行 全 計	路 程	運 賃		路 程	実費額	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出 張 用 務					旅 費 計					円					※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書等を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
					その他経費計					円					
					合 計					円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 生態毒性研究室
 渡部 春奈

仕 様 書

1 件 名 令和6年度放射線健康不安にかかるマスメディア報道とその世論への影響に関する調査研究業務

2 業務契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月28日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

環境省環境保健部による令和6年度放射線健康管理・健康不安対策事業（放射線の健康影響に係る研究調査事業）の課題の一環として日本の一般市民の放射能問題に関する不安とメディア報道の関連を把握するために、全国の20歳以上の男女4000人を対象とした世論調査を実施する。この調査の結果を用いることで、日本人の放射線健康被害不安にかかる世論を把握し、マスメディア報道の効果を計測する。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

1) 調査対象者の抽出

(ア)日本国内在住の20歳以上の成人男女を母集団とした世論調査を実施する。全国の電子住宅地図を用いて、人口比例で層化3段無作為抽出法にて合計4000名の調査対象者を抽出する。

2) 調査の実施

(ア)調査の設問は、職業・性別・年齢・最終卒業の学校等の属性に加えて、世界及び日本における重要な問題についての自由回答での2問を年間5～6回程度、合計10問程度を実施する。回数や設問の具体的な文章・選択肢、ワーディングについては、NIES担当者及び請負者とで検討を行う。

(イ)上記1)(ア)で抽出された4000名の調査対象者に依頼状を送付した上で訪問の日時を確定し、確定した訪問日時に専門調査者である証明書等を持参して、面接調査を実施する。調査に当たっては、4000名の調査対象者それぞれに用意した調査票と回答票を用いて、一人ずつ個人面接調査を実施し、回答を調査票に記録する。

(ウ)本調査はオムニバス方式も可とするが、オンライン方式は認めない。

3) 調査結果の取りまとめ

(ア)請負者において、2)にて記録した調査対象者一人一人の回答記録を、エクセルに入力することで電子化し、納品物であるローデータとする。ローデータは、質問によって自由回答の場合と、数字の場合があるが、自由回答の回答は、単語若しくはフレーズで得た回答をそのままエクセル等に入力すること。

4) 請負者は、本業務が個人情報を取り扱うことに鑑み、適切な個人情報保護に関する対処を実施することとする。

(ア)本業務においては、請負者が調査対象者を住宅地図から抽出した4000名の調査対象者に対して、請負者の雇用する専門調査員が調査対象者と対面で面接し、回答を得る方式の個人面接により回答を得る。回答は、調査対象者一人一人専用で用意した調査票と回答票を用いて行い、調査票に専門調査員が記録する。請負者が調査依頼状を郵送する際の住所氏名や、調査員が調査回答者にコンタクトを取るための調査回答者の情報と、個人面接の回答は切り離して保管し、回答から個人をたどることができないように配慮する。また、調査関係資料は、調査完了後1年をもって廃棄とするが、その際には適切な廃棄の手段を取ること。そのため、請負者はプライバシーマーク (<https://privacymark.jp/>) を取得していること。

(イ)NIES職員及び第三者に調査対象者の個人情報が漏れないように配慮する。そのため、調査対象者が調査前・調査中・調査後に調査協力・参加(全部・部分)に同意しない旨を意思表示できることとする。特に調査中の意思表示については調査員がきちんと説明をすること。

(ウ)上記に加えて、実施前後を含む実施の全工程における個人情報保護に配慮すること。

調査成果物の納品後、NIES担当者は速やかに調査結果の集計を実施しNIESホームページ上で公開するので、請負者は調査対象者から調査結果についての問合せがあった場合、そのホームページを案内すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間の範囲内で調査完了日から20営業日以内に下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、NIES担当者が指定するセキュアなファイル交換サーバーを介して送受信するものとする。

- (1) 調査実施概要 1部
- (2) 調査データ（ローデータ、電子版） 1セット

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和6年度「森林由来 CO2 吸収量算定」業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月14日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、様々な技術的対策や脱炭素に向けた取組を実施したとしても、2050年に若干の温室効果ガスの排出が残ってしまうと言われている。そのため、温室効果ガスの吸収源についても把握することが重要である。日本が持つ大きな吸収源である森林については、地域別に面積・年齢分布・樹種構成が異なることから、吸収量が異なる。そこで、都道府県別の森林の構成を踏まえて2050年までの森林による吸収量を把握することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。本業務は、日本の森林による温室効果ガスの吸収量について現状の把握及び2050年までの算定ファイルを作成し試算するものである。

1) 森林による CO2 吸収量に関連する情報

以下に挙げる項目について、調査・整理する。

- (ア)日本の森林蓄積量に関する調査の概要・比較
- (イ)森林の CO2 吸収量算定方式の概要・比較
- (ウ)森林以外の CO2 吸収量の概要・吸収量（実績・目標）

2) 森林による温室効果ガス吸収量の2050年までの算定ファイルの作成及び算定

- (ア)森林による温室効果ガス吸収量の2050年までの将来推計を行うための算定ファイルを作成する。
- (イ)2050年を推計するに当たり使用する樹種別成長曲線等仮定値等の情報を全て算定ファイルに含むものとする。
- (ウ)作成した算定ファイルを用いて、全ての都道府県について、2050年までの吸収量を試算する。算定方式・算定年については、NIES 担当者と相談の上決定する。

なお、契約後1カ月内に2)における算定方法の提案を行い、その方法に即して2)の一部の都道府県は2024年10月までに、全ての都道府県については2025年1月までに算定結果の第1次案をNIES 担当者に提示すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES 担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、Box 等オンラインストレージを介して送受信するものとする。各成果物の内容・仕様は上記「5 業務内容」に記載されている各事例についての調査結果を記載する。

- (1)調査報告書(電子版) 1部
- (2)算定結果の電子ファイル 1セット
- (3)算定ファイル 1セット

7 著作権等の扱い

- (1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2)請負者は、成果物に関する著作人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3)上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和6年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月14日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2050年に脱炭素社会を実現するという新しい長期目標を受け、国の脱炭素社会実現に向けた定量的な分析と整合した都道府県の脱炭素・持続可能性を議論することが必要である。国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、このような分析を可能にするためのモデルとして、地域統合評価モデルを多地域間に拡張した地域間炭素排出・吸収モデル（以下「ICER」という。）を開発する。このモデルではトップダウン的手法により日本のネットゼロに必要な省エネ・脱炭素技術水準、電力需給構造等の情報に加え、地域特性から想定される活動量、エネルギー需要特性、再生可能エネルギー供給量、土地利用構造等を用いたボトムアップ的分析を組合せ、日本のネットゼロに向けた地域の役割・脱炭素計画に資する定量的情報の提供を可能にする。本業務ではこのモデルの開発を目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIESの担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

1) ICER 開発補助

(ア) NIES 担当者の指示に従い ICER の開発補助業務を行う。具体的には NIES 担当者の定式化した ICER の計算体系のプログラム実装、入出力ファイルを含む計算システムの構築、ICER による計算結果の分析補助を行う。

(イ) ICER は、既往研究により開発された地域統合評価モデルを拡張したものであるため、請負者は業務開始時点で地域統合評価モデルの理解を有し、その使用プログラミング言語である GAMS を利用したプログラミング技能を有すること。地域統合評価モデルについては以下の各論文を参照すること。

・ Kei Gomi, Kouji Shimada, Yuzuru Matsuoka (2010): A low-carbon scenario creation method for a local-scale economy and its application in Kyoto city, Energy Policy, Vol.38, Issue 9, pp4783-4796.

・ 五味馨, 芦名秀一, 藤田壮, 増井利彦 (2015): 人口・産業の相互関係を考慮した地域将来シナリオ策定手法の開発と福島県相馬地域における適用, 土木学会論文集 G(環境), 71(6), II_151-II_162.

・ 五味馨, 藤田壮, 永富聡, 酒井広平 (2022): 地域統合評価モデルを活用した循環共生社会の将来シナリオ構築, 地球環境, Vol.27(1).

(ウ) GAMS の利用環境（ベースモジュール及び線形計画法のソルバーCPLEX、非線形計画法のソルバーCONOPTのライセンスを含む。）は、請負者自身が準備することとする。

2) 将来シナリオ定量化

(ア) シナリオ設定補助

ICER を活用して将来推計を行うため、NIES 担当者の指示に従い、なりゆきに加え、脱炭素目標の設定水準や都道府県ごとの取り組み強度の異なる 2-3 程度の将来シナリオを設定する。請負者は NIES 担当者の示す各シナリオの方向性に沿った都道府県別の各部門におけるエネルギー効率改善、交通手段選択や省エネルギー等の行動変容、再生可能エネルギー施設の導入、吸収源の整備等を各々定性的に記述したのち、対応する ICER の外生変数を特定し、その想定値を設定する。推計年は 2020 年から 2050 年までの 5 年毎とする。

(イ) モデル運用

(ア) で設定したシナリオにもとづき、ICER の外生変数を設定し、計算プログラムを実行する。契約期間中に 2 回以上、NIES 担当者に設定及び計算結果を示し、シナリオ設定の意図が正しく反映され、計算結果に異常がないことを確認すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、Box 等オンラインストレージを介して送受信するものとする。各成果

物の内容・仕様は上記「5 業務内容」に記載されている各事例についての調査結果を記載する。

- (1) 調査報告書(電子版) 1部
- (2) 整備したデータ 一式

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

秘密保持に関する誓約書

_____（以下「甲」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的：「令和6年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務」の公開見積競争への参加

対象：本業務に必要な地域総合評価モデルのプログラム及びマニュアル

第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報をいう。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己（甲については、自己の実質的な親会社も含む。）の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第1条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書又は就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

第4条 秘密情報の破棄

甲は、「令和6年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務」の公開見積競争

争終了後、直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等の全ての記憶媒体から秘密情報を除去した上使用不能にし、また、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返却又は破棄するものとする。

第5条 一般条項

(1) 持出の制限

甲は、いかなる手段を持ってしても秘密情報を日本国外に持ち出してはならない。

(2) 救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

(3) 損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(4) 準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

第6条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、「令和6年度「地域間炭素排出・吸収モデル ICER 開発補助」業務」の公開見積競争終了後もなお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所
社 名
代表者名

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

仕 様 書

1. 件名
令和6年度エコチル調査実験等協力員派遣業務
2. 目的
国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域では、環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」のコアセンターを設置し、調査を推進している。エコチル調査コアセンターでは、調査の企画立案、全国15箇所のユニットセンターとの連絡調整、資料の整理、生体試料の管理、分析等を行っている。本業務では、エコチル調査を円滑に遂行するため、生体試料分析に係る実験補助等の業務を行う。
3. 事業所の名称
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所
茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 エコチル調査コアセンター
（電話番号：029-850-2796）
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位
エコチル調査コアセンター
6. 派遣期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数
（1）勤務時間：月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
9:00～17:00（うち、休憩時間12:00～13:00）
実働7時間
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

（2）員数：1名
8. 責任の程度
（1）役職名
なし
（2）具体的責任の内容
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別
限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別限定しない。
11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIESからの支給範囲は交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取り扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.(1)に定める就業時間数を就業したものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役職：
氏名：
電話番号：
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役職：
氏名：

電話番号：

(3) 派遣先責任者

役職：国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

氏名：辻 恵一

電話番号：029-850-2586

(4) 指揮命令者

役職：国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター 主任研究員

氏名：岩井 美幸

電話番号：029-850-2796

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職：国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター次長

氏名：中山 祥嗣

電話番号：029-850-2786

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と国立研究開発法人国立環境研究所担当職員が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名 令和6年度エコチル調査実験等協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究領域では、環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」のコアセンターを設置し、調査を推進している。エコチル調査コアセンターでは、調査の企画立案、全国15箇所のユニットセンターとの連絡調整、資料の整理、生体試料の管理、分析等を行っている。本業務では、エコチル調査を円滑に推進するため、生体試料分析に係る実験補助等の業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 器具洗浄、ID作成・貼付作業等簡易な実験補助を行う。
- (2) 購入依頼手続き、出張外勤伺い作成、調査参加者への郵便物等発送、ユニットセンターとのやり取り、資料作成、意見照会後の資料とりまとめ、電話応対等の事務を行う。
- (3) 上記、(1)、(2)に加え、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

高校卒業または同等程度。

(2) 技術的能力

- ① パソコン、Microsoft Word、Excel、Outlookなどの使用経験があり、基本的な操作ができること。
- ② 会議資料の作成や資料とりまとめの経験があること。
- ③ 実験器具洗浄、ID貼付作業等の簡易な実験操作ができること。

(3) 語学及び学術的能力

電話応対等の業務経験があり、日本語でのコミュニケーションが十分にできること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名：令和6年度エコチル調査実験等協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター
主任研究員

岩井 美幸

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急料	行金	計	路程		運賃	路程		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出 張 用 務									旅 費 計						※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
									その他経費計						
									合 計						

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 エコチル調査コアセンター 主任研究員
 岩井 美幸

仕 様 書

- 1 件 名 令和 6 年度検疫用核酸精製システム EZ1 および EZ2 保守業務 一式
- 2 業務契約期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)において行うものとする。

4 目 的

検疫用核酸精製システムは、野生動物から採取した臓器サンプルより核酸を抽出する装置で、野生動物感染症の検査には必須の機械である。障害が発生した場合は、感染症検査業務に大きな支障が出るため、早急に障害を取り除く対応が必要となる。そのため、当該システムの年間保守を行うものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

- ① 本保守業務は EZ1 Advanced XL (Serial No.106A0438, No.199A2583) 2 台、および EZ2 Connect Fx (Serial No.P1222030F) 1 台について行うものとする。
- ② ①の装置に対し、必要な保守サービス（清掃、調整、消耗品の交換等）を行うこと。
- ③ ①の装置に障害が発生した場合には、トラブルの原因の特定を行い、原因に応じた対策をとり修理、修復すること。
- ④ ①の装置に調整または修理が必要な場合、故障受付時から 48 時間以内（非営業日を除く）に対応すること。
- ⑤ 修理後は修理内容を報告すること。
- ⑥ 契約期間中に定期点検 1 回を行うこと。
- ⑦ 定期点検後は、点検結果を報告すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(http://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされると

き又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和6年度ロジックツリー作成を含む情報の整理・構造化・可視化及びワークショップ実施業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月31日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2019年及び2022年の第4回、第5回の国連環境総会では、持続可能な窒素に関する決議が採択され、その中で“廃棄窒素”を半減という目標の議論が行われてきた。“廃棄窒素”とは、人為的な窒素利用に伴い発生する全ての窒素であり、反応性窒素(Nr)と窒素ガス(N₂)を含む。第5回国連環境総会では、2030年までの廃棄窒素削減にむけた各国の国家行動計画の情報共有が推奨され、我が国においても、持続可能な窒素管理に向けて、日本国の窒素フロー及び廃棄窒素量の評価に早期に取り組む必要がある。国内の窒素利用は農業利用のみならず、産業用途また現在ではエネルギーとしての利用も始まっている。

環境研究総合推進費5-2031では、廃棄窒素削減にむけた包括的窒素管理手法の把握に取り組んでいる。窒素管理手法は多岐にわたるため包括的な把握は十分になされていない。そこで本業務では、他分野にわたる廃棄窒素削減に資する対策・管理手法を網羅し可視化することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の(1)～(3)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

業務実施に当たり、収集した情報を適切な方法で情報管理・共有し、データや画像はNIES側で編集可能な形式で提供を行うこととし、再現性を十分に担保すること。また、ファイルの形式等については、NIES担当者と十分に協議すること。なお、業務開始後はおおそ月1回程度の頻度で、業務の進捗をNIES担当者に報告する。報告・打合せは電話やメール、オンライン会議（Microsoft Teams 又は Zoom）で行い、都度業務の進め方を相談し、指示を受けること。

(1) 窒素管理に関する分野を横断した統合的なロジックツリーの情報の整備

廃棄窒素削減管理手法に精通した専門家（10名程度）によるワークショップをオンライン開催（令和6年8月10月頃の計2回開催を想定）し、廃棄窒素排出源となるセクターごとの知見を収集し統合した上で、分野横断的なHow to型のロジックツリーを作成する。その際のロジックツリーの階層や構造等の設計はNIES担当者と協議の上、設計を行う。またロジックツリーの英語化についてもNIES担当者の協力のもとに進める。ワークショップの開催に当たっては、専門家の参加調整はNIESが行い、請負者はNIES担当者と協議の上で進行管理を担当すること。

(2) 分野を横断した統合的なロジックツリーの再整理及び可視化の検討

分野を横断した統合的なHow to型ロジックツリーを含め、包括的な窒素管理手法のヴィジュアル要約を行うこと。インフォグラフィック等の活用を行って、より直感的で効果的な視覚化を検討すること。NIES担当者と協議の上、様々な可視化手法を模索すること。

(3) 一般向けワークショップの開催

主に一般の民間企業や個人向けのワークショップを開催（令和6年年末頃開催を想定）する。請負者は、開催場所や参加者の選定（総参加者30人程度を想定）を行う。それまでに整備された窒素管理に関するロジックツリーの知見を共有しながら、窒素管理に関する知見の共有や、対外的な広報を兼ね、より多くのステークホルダーを巻き込む機会を創出する。ワークショップの開催に当たっては、開催場所の確保（費用負担はNIESが行う）、参加者の調整及び進行管理について、NIES担当者と協議の上で請負者が担当すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書（電子データ）1部
- (2) データ1式（サーバーを介した提出）
- (3) 編集可能な画像データ1式（サーバーを介した提出）

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が

組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名 令和6年度 ラックマウント型ワークステーション 一式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 ラックマウント型ワークステーション 一式」について規定する。

2. 数 量 一式

構成内訳

ラックマウント型ワークステーション 1台

接続ケーブル 1式

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、資源効率の高い循環経済及び脱炭素型の行動変容に関する評価方法を確立するため、資源循環・消費者行動シミュレーションモデルを開発し、環境負荷・資源循環性の算定及びその改善に効果的な施策の評価に関する研究を行っている。

上記の資源循環・消費者行動シミュレーションモデルを用いた研究では、多数の計算機実験を実行しその結果を分析することで、持続可能性目標の達成のために重要なパラメータや有効な施策パッケージを特定することが求められるが、現状では十分なメモリ空間及び計算コア数を有した計算機が不足している。そこで、現在運用されている計算機と連携し、柔軟な並列計算が可能な計算資源を増強する必要がある。このため、以下に示す性能を備えた機種を購入するものである。

4. 仕様・規格等

「令和6年度 ラックマウント型ワークステーション 一式」については以下の仕様を満たす必要がある。

A ラックマウント型ワークステーション 1台

- (1) CPUはAMD Ryzen Threadripper PRO 5995 WX（64物理コア、基本周波数 2.7 GHz、最大周波数 4.5 GHz）を1個搭載していること。
- (2) 主記憶装置の総主記憶容量は1024 GB（デュアルチャネル対応）を有すること。メモリチップはCPUに対応するECC対応 RDIMMで構成されていること。
- (3) ストレージとして1.9 TB以上のSSD（M.2 PCIe Gen4相当以上）を搭載していること。
- (4) 計算機用空調設備が設置された環境下においてCPUの全コアが同時に最大周波数で継続的に動作するために十分な性能を有するCPU冷却装置（360mmマルチファン簡易水冷相当以上）、電源装置（1000W 80PLUS Gold認証以上）、マザーボード等を備えていること。
- (5) 給電機器に接続する電源ケーブルのプラグ規格はIEC60320-C14（200V）であること。

- (6) 10 GBASE-T 対応の有線 LAN ポートを 1 系統以上搭載していること。
- (7) USB 3 ポートを 2 口以上搭載していること。
- (8) VGA出力が可能な映像出力端子（変換アダプタ利用可）を1口以上搭載していること。
- (9) 筐体はEIA 19インチラックに搭載可能であり、4U以下であること。ラックへの搭載に必要な部品は、提案内容に含めるとともに経費を算定すること。
- (10) 初期動作確認用としてUbuntu 22以上がインストールされていること。

B 接続ケーブル 1式

- (1) Aに対応する電源ケーブル（3m以上 給電機器側のプラグ規格IEC60320-C13） 1本
- (2) Aに対応するLANケーブル（3m以上 10 GBASE-T対応） 1本
- (3) A (8)仕様を満たすために変換アダプタが必要な場合 VGA変換アダプタ 1個

C 保守体制・サービスレベル

- (1) 物品が常に完全な機能を持つように、導入後（納入引渡し完了した時点をいう。）1年間は保証期間とし、平日10:00-17:00に電話又は電子メールでの問合せが可能なこと。
- (2) 納品製品及び構成部品については新品であり、かつ1年間のセンドバック保証に対応すること。
（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。）

D その他

- (1) 付属品の装備
サーバ機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。
- (2) 基本導入作業及び現地調整作業
調達物品が本仕様どおりに稼動するように NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。
 - ・機器の搬入、機器の既存ラックへの搭載
- (3) 納品検収について、納入した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6.の期限内に対処すること。

5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限

令和6年7月31日

7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者と協議し、その指示に従うこと。

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法

律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

ただし、本調達が対象とする計算機は既製品ではないことから、同基本方針に沿った登録製品の納品が困難である場合には、この限りではない。

仕 様 書

- 1 件 名 令和 6 年度日本の国家窒素インベントリ改訂に関する情報収集及びデータベース構築業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 7 年 3 月 28 日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2019 年及び 2022 年の第 4 回、第 5 回の国連環境総会では、持続可能な窒素に関する決議が採択され、その中で“廃棄窒素”を半減という目標の議論が行われてきた。“廃棄窒素”とは、人為的な窒素利用に伴い発生する全ての窒素であり、反応性窒素(Nr)と窒素ガス(N₂)を含む。第 5 回国連環境総会では、2030 年までの廃棄窒素削減にむけた各国の国家行動計画の情報共有が推奨され、我が国においても、持続可能な窒素管理に向けて、日本国の窒素フロー及び廃棄窒素量の評価に早期に取り組む必要がある。国内の窒素利用は農業利用のみならず、産業用途また現在ではエネルギーとしての利用も始まっている。

環境研究総合推進費 5-2031 では、国家窒素インベントリの構築を目指し国内の窒素フロー及び環境中への廃棄窒素排出(NO_x, NH₃, N₂O, N₂, NH₄⁺, NO₃⁻, 有機態窒素等)の推計を行う。そこで、本業務では、国内の窒素インベントリ改訂に必要な情報を収集し、近年の日本国の窒素フローのデータベースを構築することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)担当者と十分な打合せを行い、以下の(1)及び(2)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

業務実施に当たり、収集文献を適切な方法で情報管理・共有し、文献調査データの管理は Microsoft Excel (または Microsoft Word, Power Point) を用いる。また、リンク機能の活用や十分なコメントを付す等して、収集した一次データから文献調査データベースに格納する 2 次データの加工までの一連のデータ加工プロセスを Microsoft Word, Power Point 等を用いて記録に残し、再現性を十分に担保すること。また、データベース整備の書式については、NIES 担当者と十分に協議すること。

(1) 日本の窒素フローに関する最新情報の収集と文献調査

A. 廃棄窒素排出係数の文献調査の実施

NIES で予め設計した文献調査データベースに必要な項目を抑えながら、文献調査を行って各種文献について、廃棄窒素の排出係数に関する情報を抽出する。Web of science, Google scholar 等の文献調査ツールを活用しながら関連論文を収集する。また NH₃ 燃焼等の新規技術や Tier 2 に相当する国内独自排出係数の設定について検討を行う。収集した文献は適切な方法で関係者間で情報管理・共有ができるように NIES 担当者と協議する。排出係数の収集に当たっては推進費メンバーと協力しながら行うが、請負者は主として産業や農業にかかるところに重点を置いて調査を行う。また調査対象は、基本的には活動量の主たる集計期間(2000 年から 2020 年)に適用可能な 21 世紀における係数の収集を行うが、以前の文献についても過去の排出量推計に関する有益な文献、著名な文献もあり得ること、排出量推計の変化に関連するような時変する排出係数の検討も含め、文献調査を行う。

B. 窒素フローに関わる活動量の収集・整備

日本国窒素インベントリについて、既往の研究(Hayashi et al., 2021 in Environmental Pollution 誌)において、CHANS モデルを元に作成された集計表の利用を前提として、2000 年以前のデータを中心に利用できる必要な活動量の取得、整理を行う。また A. で収集した排出係数や活動量の不確実性を考慮して、インベントリの不確実性についても検討を行う。活動量や排出係数の収集に当たっては推進費メンバーと協力しながら行うが、主として産業や農業にかかるところに重点を置いて調査を行う。なお、収集する活動量のカテゴリー等については、国際的な窒素インベントリ作成のルール整備に則したものにするため、都度 NIES 担当者と協議しながら進める。

(2) データベース構築及びインベントリデータ整備

収集した活動量及び排出係数に関する情報を集約させ、Hayashi et al. (2021)の集計表を利用して日本国窒素インベントリ及び廃棄窒素量の推計を行う。活動量の不確実性の考慮、排出係数の上限、下限の幅の利用方法等、不確実性にかかる部分については、NIES 担当者と協議した上で定める。

(3) 報告書の作成

本業務の作業内容や打合せの記録等をまとめた作業報告書を作成する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 調査報告書 (PDF 形式及び Word 形式) 及び作成データのファイルを収録した電子媒体 1 式

成果物について 1 年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

7 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。